

通所リハビリテーション重要事項説明書

当事業者は契約者に対して通所リハビリテーションサービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者の概要

(1) 事業者の名称・所在地及び電話番号

名称 社会医療法人社団三草会 クラーク病院通所リハビリテーション

代表者 木村 敏信

所在地 札幌市東区本町2条4丁目8番20号

電話番号 011-782-6160

医療機関コード 0215761号

事業所番号 0110215761号

(2) 運営方針

- ① 利用者の要介護状態の軽減を図るとともに、その状態の悪化防止や要介護状態となることの予防に資するよう、生活上の目的を設定し、計画的に通所リハビリテーションを行うものとします。
- ② 自らその提供する通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ③ 通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治医や介護支援専門員等との密接な連携及び通所リハビリテーション実施計画書に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう適切に行います。
- ④ 通所リハビリテーションの提供に当たり親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、生活上の必要な事項について、理解しやすいように助言又は説明を行います。
- ⑤ 通所リハビリテーションの提供に当たり、医学の進歩に対応し、新しい知識と技術を取得するよう研鑽し、質の高いリハビリテーション技術をもって行います。
- ⑥ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

(3) 従業者の職員体制

理学療法士	3名	常勤専従
	2名	常勤兼任
作業療法士	2名	常勤専従
言語聴覚士	1名	常勤兼任
健康運動指導士	2名	常勤専従

(4) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日
12月30日から1月3日、祝日はお休みとなります
サービス提供時間 午前：9：00～12：00
午後：13：00～16：00

(5) サービスを提供できる地域

札幌市および札幌市近隣市町村

2. 当事業者が提供するサービスの内容

- (1) 定期的な医学管理及び居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、通所リハビリテーション職員がリハビリテーションを提供します。
- (2) サービスの内容や提供方法等の変更を希望される場合はその変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、「リハビリテーション実施計画書」の変更等の対応を行います。

3. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づくものとなります。（別添参照）
- (2) サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合等には、全額自己負担になります。支給限度額を超える場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員からの説明の上で利用者の同意を得ることとなります。
- (3) 利用者負担金のお支払方法は、利用月の翌月10日（休日の場合は翌営業日）以降に窓口にてお支払いいただきます。
- (4) 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合、介護保険料を滞納している場合など、「償還払い」となる場合には、いったんご利用者が利用料の10割を支払い、その保険者に対して保険給付分（9割）を請求することになります。
(注意1) 自己負担額は、介護報酬の計算上1～2円増えることがあります。
(注意2) 支給限度額を超えた場合等には、居宅サービス計画の未届けや保険料滞納の場合を含みます。

4. サービスに関する相談・苦情窓口について

- (1) サービス提供への苦情やサービス内容、曜日の変更、通所の中止等につきましては、担当通所リハビリテーション職員か下記の責任者が窓口となり対応しますのでご連絡下さい。

相談・苦情窓口

社会医療法人社団三草会 クラーク病院 リハビリテーション部

担当者 村上 功一（むらかみ こういち）

電話番号 011-782-6160

(2) 当事業者以外に、次の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

札幌市役所 211-2547（介護保険課）

各市・区役所 各市・区役所の保健福祉サービス課

北海道国民健康保険団体連合会 231-5161（苦情処理担当）

5. 緊急時、及び事故発生時の対応

(1) 緊急時および事故発生時にあたっては、緊急対応の上当院の医師又は利用者の主治医に連絡の上、医師の指示に従います。緊急連絡先として登録している家族・介護支援専門員・関連機関への報告、対応を迅速に行います。

(2) サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。わからない点は大小にかかわらず、担当者にお尋ね下さい。

6. 身体拘束等

当施設は原則として利用者に対し身体拘束は行いません。ただし、自傷他害のおそれがある等の緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を実施記録等に記載することとします。

7. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 クラーク病院院長

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 虐待防止に関する指針を整備しています。

(4) 虐待防止に関する職員研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

9. その他

(1) 職員に対し、個人の尊厳や価値を無視し精神的に傷つけることを意図した乱暴な言葉・脅かし・悪質なクレーム、身体的に危害を及ぼしたり物を投げるなどの器物破損等の行為をされた場合、契約を終了するとともに法的手段を取らせていただく場合もあります。

(2) 職員に対し卑猥な言葉、意に添わない性的な誘惑や強要、好意的態度の要求、身体接触などの性的嫌がらせがあった場合、契約を終了するとともに法的手段を取らせていただく場合もあります。

1.1. 事業継続計画について

事業継続計画を作成し、災害や感染症拡大などの状況においても、可能な範囲でリハビリテーションサービスを提供できるよう努めます。

1.2. その他運営に関する重要事項

通所リハビリテーション職員は、介護保険等の関係法令に則って、医師の指示に基づいた計画的な医学管理の下、ご利用者の心身機能の維持・回復のために通所リハビリテーションサービスを提供することとされております。医師の指示のない方へ通所リハビリテーションは実施できませんのでご了承ください。